平成２４年（フ）第１８８号
仙台市宮城野区福室２丁目１番８―401号
債務者　石塚　真弓
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
宮城県多賀城市中央２丁目21番17号　三樹ハイツ103号
債務者　佐藤　政子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
愛知県春日井市弥生町２丁目37番地３
債務者　コンビニエンスストアハヤシことストアハヤシこと林峯次こと　林　　峰次
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９号
兵庫県西宮市浜松原町８番８―292号
債務者　野田さよの
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３２号
兵庫県尼崎市大島１丁目21番８―103号
債務者　髙木　大輔
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３７号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目14番２号　さんぴあ武庫之荘、前住所兵庫県尼崎市常松１丁目25番６号
債務者　溝口エンジニアーズこと　溝口　末夫
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３８号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目14番２号　さんぴあ武庫之荘、前住所兵庫県尼崎市常松１丁目25番６号
債務者　溝口　栄子（旧姓神園）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３９号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目11番81号　第６山下荘１Ｆ３号、前住所兵庫県尼崎市下坂部２丁目30番16号　第２北美荘
債務者　向井　良江（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６３号
兵庫県尼崎市西長洲町３丁目６番７号
債務者　仁張実希子（旧姓菊本）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８９号
広島市安佐南区八木９丁目９番50―11―208号
債務者　渡辺　政志
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６号
広島県安芸郡熊野町呉地２丁目６番11号
債務者　應和美津男
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９号
広島市安佐南区祇園１丁目39番１号　101
債務者　黒川　千津
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
山口県防府市大字仁井令854番地の３　山陽コーポラス２棟405
債務者　中村　想葉（旧姓貞政）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
山口県防府市大字田島1461番地の３　市住33棟584号
債務者　石田　博満
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
山口市大殿大路251番地　若竹荘
債務者　竹本キヨ子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
大分市政所２丁目２番18号　ルネ大在203
債務者　久知良朱美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７号
大分市大字政所2301番地　ワイエムプラザ３―203
債務者　大塚紀代子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係